

『万葉集』 卷十三長歌の本文と異伝

勝 見 昌 浩

一

『万葉集』^① 卷十三には、六十六首の長歌が収載されており、そのうちの四十七首は反歌として短歌・旋頭歌を伴うことよって一歌群をなす。そして、これらはさらに「右〇首」という注記をもって、五十三のグループにまとめられている。長歌の総数に対してグループの数が少ないのは、三首の長歌をもって一グループと認定している例（三三三〇～三三三三）のほか、

〔本文歌群〕

或本歌曰

〔異伝歌群〕

右〇首

といったかたちで、巻内の長歌がおおく異伝を並記し、そのように

並記された異伝長歌をも一括して一グループに数えているからである。

このようにグループ内に異伝長歌を並置する際の注記は、次の三種に分類することができると思われる。

a 或本歌曰 (巻内の三グループに計四例)^②

b 或本歌

備後国神嶋浜、調使首、見屍作歌一首并短歌

(三三三五～三三四三のグループ)

c 柿本朝臣人麻呂歌集歌曰 (三三三〇～三三三四のグループ)

柿本朝臣人麻呂之集歌 (三三三〇～三三三〇九のグループ)

a は本文歌・異伝歌とも作者名を記さないものである。この類例は、

…… 大君の 遣けのまにまに (或本に云ふ、「大君の 命恐

み) 鄙離る 国治めにと(或本に云ふ、「天離る 鄙治めに
と)……(或書に「あしひきの 山の木末に」の句あり) 延
ふつたの 行き(或本には「行き」の句なし) 別れのあ
また 惜しきものかも (三一九一)

のように、本文歌に対し、割注の形式で異伝を載せるのや、

見渡しに 妹らは立たし この方に 我は立ちて 思ふ空 安
けなくに 嘆く空 安けなくに さ丹塗りの 小舟もがも 玉

巻きの 小椀もがも 漕ぎ渡りつつも 語らふ妻を(三一九九)

或本歌頭句云、己母理久乃 波都世乃加波乃 乎知可多
尔 伊母良波多志 己乃加多尔 和礼波多知豆

のように、本文歌に左注を付す形式で、「頭句」のみに存在する異
伝を載せるのにも見られる。また、一つのグループ内に二種の「或
本歌」を載せた例(三二八四―三二八八のグループ)もあり、ここ
から、複数の「或本」が存在したことも窺い知られる。bは無記名
の本文歌に対し、異伝歌が「調使首」の作であることを明記するも
の、cは無記名の本文歌に対し、その異伝として人麻呂歌集の歌を
校合するものである。こうした注記のあり方からは、まず、少なく
とも次の二点が確認される。

- (1) 現存巻十三がある原本にいくつかの諸本を校合するかたちで編
纂されたらしいこと。

- (2) その原本・諸本とも基本的には作者名・作歌事情などが付され
ていなかったらしいこと。

そして、現存巻十三を編纂するにあたって、その編者は、作者・作
歌事情を知り得るものについてはそれを尊重し(b)、あるいは人麻
呂歌集を参照し(c)、さらに『古事記』歌謡90と類歌関係にある長
歌三二六三について、

檢古事記曰、件歌者、木梨輕太子自死之時所_レ作者也。

といった左注を付すなどして、歌の由来をつきとめようとする姿勢
をもつ。が、巻十三は基本的には出自不明の歌群を載せた諸本の集
成として存在するといえる。

二

ある歌が表現に小異を含みつつ、いくつもの「本」に定着してい
たという、現存巻十三から推察される右のような現象はどのように
捉えればよいのであろうか。研究史にみられるのは、長歌の成立の
古さを想定し、そこからその伝誦性を想定する論法である。中西
進氏^③は、巻十三長歌に伝誦歌の性格を認め、さらに反歌は後に付け
加えられたものと推断したうえで、これらが巻十三に定着した経緯
について、

古くから伝承された長歌は儀礼の場に即しながら伝えられて

来たが、いつの時か短歌の抒情性を加えて卷十三の編者に与えられたのであろう。それは二つの苦心を編者に起させることとなつたが、その一つは古い伝誦のゆえに生じたさまざまな異伝で、そこに、右にあげたような（本論に掲げてきた注記にほぼ同じ）勝見注）異本との照合、古事記や人麿歌集もふくめて、その異を記入し、歌詞の異をも併せ掲げるといふ、複雑な作業が生じた。

と述べ、編者のもう一つの苦心——「長歌と反歌の不合理」に関する注記——とともに、「古い伝誦のゆえに生じ」た異伝が、「複雑な作業」を経て並記されているとする。また、阿蘇瑞枝氏は、特に人麻呂歌集歌を並記する三二五〇―四のグループの長歌、

あきづ島 大和の国は 神からと 言挙げせぬ国 然れども
我は言挙げす 天地の 神もはなはだ 我が思ふ 心知らずや
行く影の 月も経行けば 玉かざる 日も重なりて 思へかも
胸安からぬ 恋ふれかも 心の痛き 末つひに 君に逢はずは
我が命の 生けらむ極み 恋ひつつも 我は渡らむ まそ鏡
正目に君を 相見てばこそ 我が恋止まめ (三二五〇)

反歌

大船の 思ひ頼める 君故に 尽くす心は 惜しげくもなし
(三二五一)

ひさかたの 都を置きて 草枕 旅行く君を 何時とか待たむ
(三二五二)

柿本朝臣人麻呂歌集歌曰

葦原の 瑞穂の国は 神ながら 言挙げせぬ国 然れども 言
挙げぞ我がする 言幸く ま幸くませと つつみなく 幸くい
まさば 荒磯波 ありても見むと 百重波 千重波にしき 言
挙げす我は 言挙げす我は (三二五三)

反歌

磯城島の 大和の国は 言霊の 助くる国ぞ ま幸くありこそ
(三二五四)

右五首

について、「冒頭の詞章が類似しているのみで、全体としては、前者がおさえがたい恋の思いを述べたものであるのに対して、後者は旅ゆく人の安全を祈るものであって全く別趣のものである」とし、両長歌の関係を「歌い替え」という視点で押さえようとする。

これはおそらく、前掲の詞章（両長歌それぞれの冒頭六句）勝見注）を冒頭にもつ二首の長歌であつて、同じ調子でうたわれ、冒頭の詞章さえおなじくするならばいくらでも歌い替えの
できるたぐいのものであつたに相違ない。

阿蘇氏はさらに、この両長歌にみられる関係を、卷十三がしばしば

異伝歌を並記すること全般に及ぼし、「卷十三の大部分の歌」が「うたいものとしての歌謡」であつたと推測する。阿蘇氏は対句に関する別の論考^⑤で、卷十三長歌の対句表現について「伝統的歌謡にふさわしいものが多く、人麻呂長歌の斬新な対句表現や第三期以降の有名歌人の創作長歌のそれとは「性格を異にしてい」とも述べておられ、いうところの「歌謡」性が長歌の成立の古さと不可分に認定されているとみて間違ひあるまい。

異伝発生の原因について、中西氏が「古い伝誦のゆえに生じ」たとするにとどまるのに対して、阿蘇氏が「歌謡」の「歌い替え」を想定するのは、より具体的な輪郭を与えられているものとして評価すべきであろう。しかし、阿蘇氏においても、その「歌い替え」が一定の時間的な広がりの中で捉えられているように思われ、その意味で、中西氏の想定する「伝誦」に通底する側面をもつといえる。

さて、このような研究史に対峙するとき、次のような問題点が生じてくるように思われる。すなわち、卷十三長歌の本文と異伝との間に、歌謡性や伝誦性は無前提に介在させられるべきなのであろうかということである。先にも述べたように、このことは、卷十三長歌の成立の古さを認めることも不可分に関わっているとみられ、延いては卷十三の歌々の文学史的な位置付けにも絡んでゆくものと思われる。

『万葉集』は、ある歌に対して、「一本」「一書」「或本」「或書」に載っていた歌を、あるいはそれらに載っていた歌謡を並記する場合が少なくない。それらを「本文」に対して「異伝」と称するのは、両者の間に同一性を認めることを前提とする。

例えば、曾倉岑氏は次のように述べる。

最初に「異伝」の概念を明らかにして置く必要があるが、この稿では口頭によつて伝えられる間の誤りや筆写の誤りによつて生じた場合、伝承者の意識的な改編、作者の一案・別案など、その原因は何であれともかく本来的に同一であるはずでしかも相違する部分を含む二種以上の本文のある場合、それらは異伝関係にあると定義して置きたい。

しかし、曾倉氏の定義では、「本来的に同一である」と認定する根拠が必ずしも明確でない。右の曾倉氏の見解に対して丸山隆司氏^⑦は次のように批判する。

「本来的に同一であるはず」というときの、その「同一」の位相とはなにか。「同一」でありつつ「相違する部分を含む」という以上、「同一」の成りたつ位相と「相違する部分」が成りたつ位相は異なっていなければならないはずである。ただ、曾

倉は「本来的に同一であるはず」と、いわば「同一」の成り立つ位相は「相違する部分」によって隠されているかのように述べている。いいかえれば、それは「相違する部分」が現えることによつてのみ「同一」を問題にしうる、ということになるのか。このことは、すくなくとも〈異伝〉注記の存在こそが〈異伝〉関係の存在を示唆しているということになる。とすれば、そのさまざまに考えられる原因は、逆に〈異伝〉注記の存在の合理的な説明ということになろう。したがって、そこでは原因と結果（異伝）関係の存在は逆転することになろう。とすれば、まずは原因を指定することではなく〈異伝〉の存在から始めることしかない。

当面の卷十三が「或本歌曰」などと記すことも、丸山氏のいう「〈異伝〉注記」にあたり、したがって「〈異伝〉関係」として把握すべき例だと一応はいえる。

しかし、ここでなお考慮しておかねばならないのは、「〈異伝〉注記の存在こそが〈異伝〉関係の存在を示唆している」とするとき、その注記が各巻の編纂の次元で付されたものだというところである。

ここでは「同一」が「本来的」かどうかは相対化される。編者が「同一」と認定したというに留まるのである。

「本文」とその「異伝」、という価値認定も編纂の次元で発生する。

すなわち、ある巻の編纂に際して、編者が依拠した原本の歌が「本文」となるのであり、それとは別の一本の歌で、しかも編者が原本の歌と「同一」と認定した歌が「異伝」として並記されるのである。したがって、その「同一」が「本来的」であるかどうか、すなわち真に「〈異伝〉関係」として把握できるかどうか、ということはお個々の事例に即して改めて問い直される必要がある。その場合の「同一」とは、歌の主題性において測られるべきであろうと考える。

本文と異伝との関係をこのように把握した上で、卷十三における個々の事例をみると、前掲阿蘇論文^⑥が、三二五〇―三二五四のグループの長歌について指摘したような主題的な差異を認めるべき例は、他にも存するようである。

そらみつ 大和の国 あをによし 奈良山越えて 山背の 管
木の原 ちはやぶる 宇治の渡り 滝屋の 阿後尼の原を 千
年に 欠くることなく 万代に あり通はむと 山科の 石田
の社に 皇神に 幣取り向けて 我は越え行く 逢坂山を

(三三三六)

或本歌曰

あをによし 奈良山過ぎて もののふの 宇治川渡り 娘子ら
に 逢坂山に 手向くさ 幣取り置きて 我妹子に 近江の海
の 沖つ波 来寄る浜辺を くれくれと ひとりそ我が来る

妹が目を欲り (三三三七)

反歌

逢坂を うち出でて見れば 近江の海 白木綿花に 波立ち渡る (三三三八)

右三首

右の二首の長歌、三三三六と三三三七を比較すると、ともにいわゆる道行き体の様式で地名を列挙し、奈良山を越えて山背から逢坂山へと至る道程を叙述する点に共通性が見られる。しかし、列挙された地名がすべてにわたって重なり合っているわけではなく、さらに或本歌三三二七は結句で「くれくれと ひとりそ我が来る 妹が目を欲り」と、相聞的な抒情に傾く。両歌はともに道行き体という様式に規制され、その意味で強い類想性をもつとはいえるものの、ある歌とその異伝とは認めがたい。両長歌については、窪田「評釈」が「別伝ではなく、初めから別な歌」(三三二七「評」)といい、「注釈」が「別々の作」(三三二七「考」)といい、「全集」が「歌境上は別趣の歌」(三三二七頭注)というように、元来は別個の歌であったものが、様式と地名の類似によって並記されるに至ったとみるのが穏当だと思われる。

当面のグループは「雑歌」の部立に収められている。そして、その認定は、おそらく本文歌三三二六の「山科の 石田の社に 皇神

に 幣取り向けて」という、旅の途次における儀礼の表現に着目してなされているものと考えるべきであろう。そうだとすれば、「雑歌」としての認定は本文歌のみに即してなされていることになり、「或本歌」はあくまでその異伝として校合されていることになる。このことは、前掲阿蘇論文^⑤に取り上げられた三三二五〇〜三三二五四のグループが「相聞」の部立に収められていることにも共通しており、卷十三における異伝の在り方のひとつの傾向だといえることができるであろう。

四

右に見てきたような本文と異伝の関係について、前掲阿蘇論文^⑥が「歌い替え」という視点で把握しようとするのは示唆的である。しかし、卷十三における本文と異伝との関係が、すべて前二例と等質であるとみるのは、やや性急に過ぎると言わねばならない。

昔の根の ねもころごころに 我が思へる 妹によりては 言の障も なくありこそと 齋瓮を 齋ひ掘りすゑ 竹玉を 問なく貫き垂れ 天地の 神をそ我が祈む いたもすべなみ^⑦

(三三八四)

今案、不_レ可_レ言_二之_一因_レ妹_者、応_レ謂_二之_一縁_レ君_也。何則反歌云_二公_一之_一随意_二焉_一。

反歌

たらちねの 母にも告らず 包めりし 心はよしゑ 君がまに
まに (三二八五)

或本歌曰

玉だすき かけぬ時なく 我が思へる 君によりては 倭文幣
を 手に取り持ちて 竹玉を しじに貫き垂れ 天地の 神を
そ我が祈む いたもすべなみ (三二八六)

反歌

天地の 神を祈りて 我が恋ふる 君い必ず 逢はざらめやも
(三二八七)

或本歌曰

大船の 思ひ頼みて さな葛 いや遠長く 我が思へる 君に
よりては 言の故も なくありこそと 木綿だすき 肩に取り
掛け 斎瓮を 斎ひ掘りすゑ 天地の 神にそ我が祈む いた
もすべなみ (三二八八)

右五首

本文歌三二八四に即していえば、長歌の文脈は「我」が心から想
っている「妹」のことがもとで、「いたもすべな」いので「言の障」
も無くあつてほしいと「天地の神」を祈つたという。「天地の 神
をそ我が祈む」とあり、また「斎瓮を 斎ひ掘りすゑ」「竹玉を

間なく貫き垂れ」と神事を行なうさまが叙されており、ここから、
神事にうたわれた歌として実体化する見解^⑧も行なわれているが、表
現上に神事を叙することと、神事の場においてうたわれたこととは
別個の問題である。文脈は確かに「我」が神に祈る姿を叙してはい
るものの、そのように祈る理由をいう句「いたもすべなみ」が一首
の結句に倒置されていることからすれば、この歌は、恋する「我」
の、「言の障」によつてどうすることもできない状況を叙すること
そのものを主題とすると思われる。かかる本文歌三二八四が異伝と
して三二八六・三二八八をかかえるのであるが、まず、その三者の
異同を対照してみることにしよう。

1 「ナシ」

「ナシ」

大船の 思ひ頼みて

2 菅の根の ねもころごろに

玉だすき かけぬ時なく

さな葛 いや遠長く

3 我が思へる 妹によりては

我が思へる 君によりては

我が思へる 君によりては

4 言の障も なくありこそと

(三二八四)
(三二八六)
(三二八八)
(三二八四)
(三二八六)
(三二八八)
(三二八四)
(三二八六)
(三二八八)
(三二八四)

〔ナシ〕

言の故も なくありこそと

(三二八六)
(三二八八)

5

齋瓮を 齋ひ掘りすゑ

竹玉を 間なく貫き垂れ

(三二八四)

倭文髻を 手に取り持ちて

竹玉を しじに貫き垂れ

(三二八六)

木綿だすき 肩に取り掛け

齋瓮を 齋ひ掘りすゑ

(三二八八)

6

天地の 神をそ我が祈む

天地の 神をそ我が祈む

(三二八四)
(三二八六)

天地の 神にそ我が祈む

(三二八八)

7 いたもすべなみ〔異同ナシ〕

結句7以外には、すべての連に異同がみられるのだが、これらは、いずれかの歌に句の不足のあるもの(1、4)、句そのものが異なっているもの(2)、人称表現に異同のあるもの(3)、対句の順序や表現内容が異なっているもの(5)、格助詞の異同(6)、と分類できる。このようにさまざまな異同をもつものの、三つの長歌に主題性の差異を看取するのは困難に思われる。すなわち、2は連用修飾格で「我が思へる」の句にかかる連で、三二八四が相手への想いの深さをいい、三二八四・六がその時間的な長さをいうという差は存

するものの、「我」の想いの切実さを表現しているという点では基本的に相違しない。また、1も2の句とはほぼ同じ心情を表現しているのであって、三二八八が「思ひ頼みて」我が思へる」というのは内容的には繰り返しに近い。5も神事の具体的な描写としては等質の表現であるし、6も行為の対象を示す格助詞としては同じ機能を果たす。4の連を持たない三二八六は、祈る目的を表現していないことになるが、祈る原因が恋の情にあることは「君によりては」「いたもすべなみ」の句によって明らかなのであり、窪田「評釈」のいうように「必ずしも不自然だとは云へない」という程度のものであろう。

右の長歌の異伝関係に触れて、遠藤宏氏は、三首に共通な句を取り出してまとめると、

吾が思へる 妹(君)によりては 天地の 神を(に) そ吾が祈む いたも術なみ

という短歌形式になるところから、これが「三首の原核ということになる」とし、さらに長歌の形成の問題に言い及ぶ。

三首は、この原核にそれぞれの修飾句を付加して長歌に仕上げたものといえる。付加された(と思われる)修飾句は、いずれも他に類例のある慣用的な、その意味では特殊性の乏しい句であるが、そういった句を付加することに

よって、それぞれが一つの相聞歌の世界を造形していつていると見られる。

遠藤氏はこれを「原核をふくらませて新たな虚構世界を構築する」という「歌の物語化の方向」と意味付け、いわば創作の営為として当面の異伝発生の要因を把握しようとするのであるが、氏が三首に通有する「原核」をみたのは、これらが主題的な差異を持たないのを証すことになるといえよう。

当該の長歌三首において、その差異は、遠藤氏の言う「修飾句」の部分に見出される。このことは、主題には直接関与しない部分において、異なる表現が目指されていると言換えることができるだろう。いわば、歌の表現性そのものに対する関心から本文と異伝との差異が発生しているものと考えられ、^④ こうした在り方を前節にみたグループにおける「歌い替え」と同次元で扱うことはできないだろう。したがって、卷十三の歌々すべてを等し並みに歌謡の地平に還元することは、誤りだとしなければならぬ。

五

三二八四―三二八八番のグループの長歌が神事を行なう者の姿を表現上に描出するという点からは、『万葉集』に類型表現をもつ長歌をいくつか指摘することができる。

I 石田王卒之時、丹生王作歌一首并短歌

…… およづれか 我が聞きつる たはことか 我が聞きつる
も 天地に 悔しきことの 世の中の 悔しきことは 天雲の
そくへの極 天地の 至れるまでに 杖つきも つかずも行き
て 夕占問ひ 石占もちて 我がやどに みもろを立てて 枕
辺に 齋瓮をすゑ 竹玉を 間なく貫き垂れ 木綿だすき か
ひなにかけて 天なる ささらの小野の 七ふ菅 手に取り持
ちて ひさかたの 天の川原に 出で立ちて みそぎてましを
高山の いはほの上に いませつるかも (三四二〇)

II 天平元年己巳、撰津国班田史生丈部龍麻呂自経死之時、判

官大伴宿祢三中作歌一首并短歌

…… たちちねの 母の命は 齋瓮を 前にすゑ置きて 片
手には 木綿取り持ち 片手には 和たへ奉り 平けく ま幸
くませと 天地の 神を乞ひ捧み いかにあらむ 年月日にか
つつじ花 にはへる君が には鳥の なづさひ来むと 立ちて
居て 待ちけむ人は 大君の 命恐み おし照る 難波の国に
あらたまの 年経るまでに 白たへの 衣も干さず 朝夕に
ありつる君は いかさまに 思ひいませか うつせみの 惜し
きこの世を 露霜の 置きて去にけむ 時にあらずして

III 天平五年癸酉、遣唐使船発難波入海之時、親母贈子歌一首
并短歌

秋秋を 妻どふ鹿こそ 独り子に 子持てりといへ 鹿子じも
の 我が独り子の 草枕 旅に行けば 竹玉を しじに貫き
垂れ 斎瓮に 木綿取り垂でて 斎ひつつ 我が思ふ我が子
ま幸くありこそ (9)一七九〇)

IV 追痛防人悲別之心作歌一首并短歌

…… 鶏が鳴く 東男は 出で向かひ 顧みせず 勇みたる
猛き軍士と ねぎたまひ 任けのまにまに たらちねの 母が
目離れて 若草の 妻をもまかず あらたまの 月日数みつつ
葦が散る 難波の三津に 大船に ま梶しじ貫き 朝なぎに
水手整へ 夕潮に 梶引き折り 率ひて 漕ぎ行く君は 波の
間を い行きさぐくみ ま幸くも 早く至りて 大君の 命の
まにま ますらをの 心を持ちて あり巡り 事し終はらば
障まはず 帰り来ませと 斎瓮を 床辺にすゑて 白たへの
袖折り返し ぬばたまの 黒髪敷きて 長き日を 待ちかも恋
ひむ 愛しき妻らは (20)四三三一 天平勝宝七年・大伴家持

これらは、I 反実妄想として石田王を潔斎して待つ「我」の姿を、
II 龍麻呂の帰りを待つ「母」の姿を、III 遣唐使として旅立つ我が子
の無事を祈る「母」の姿を、IV 防人に任じられた夫の帰りを待つ

「妻」の姿を、それぞれ神事の場面をもって描出する。年代の明ら
かなII III IVが万葉後期の成立にかかるものであり、Iも奈良朝初期
の成立と考えられること¹⁵から見れば、このような長歌の場面構成の
方法が奈良朝すなわち万葉後期に至って初めて確立されたものであ
ることを推測させる。

とりわけ、大伴坂上郎女の「祭神歌一首」と当該長歌との間に、
歌の内容そのものの類似性を認める説が行なわれているのは注目さ
れる。

V 大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌

ひさかたの 天の原より 生れ来る 神の命 奥山の さかき
の枝に しらか付け 木綿取り付けて 斎瓮を 斎ひ掘りすゑ
竹玉を しじに貫き垂れ 鹿じもの 膝折り伏して たわやめ
のおすひ取りかけ かくだにも 我は祈ひなむ 君に逢はじ
かも (3)三七九

反歌

木綿たたみ 手に取り持ちて かくだにも 我は祈ひなむ 君
に逢はじかも (三八〇)

右歌者、以天平五年冬十一月、供祭大伴氏神之時、
聊作「此歌」。故曰「祭神歌」。

長歌が一貫して神事を描く点は、当面の卷十三歌と共通している。

例えば桜井満氏^⑤は、この郎女歌について、もし左注に氏神を祭った時の作歌だという注記がなければ、当該の卷十三歌のような、個人的に「神に恋の成就を祈願した歌」と「変わらない内容」になると述べる。しかし、郎女歌は「我」が「ひさかたの天の原より生れ来る神の命」に呼格で向き合い、「君に逢はじかも」と、「君」との逢会を嘆願して歌い収めることによって「供祭大伴氏神之時」に「聊」に「作」った歌としてふさわしいのであって、単純に内容の類似性をいうべきではないであろう。が、先の類型表現をもふくめて、神事を行なう者を描くということが、万葉後期の長歌の場面構成の方法として広く用いられていたことは認められる。

卷十三の当該の長歌も、神事の場面を描出するという点から、こうした万葉後期の創作歌と無関係であったとは考えにくく、その成立も万葉後期であったと見るのが穏当であろう。したがって、卷十三長歌に対して行なわれてきた、古くから伝誦されたとする前提は見直されねばならないといえるだろう。

六

以上、卷十三長歌の本文と異伝との関係について、いくつかの例に即しながら考察をしてきた。本文と異伝とは、主題的な差異をもつ関係にある例も存し、また、主題的には共通しながらその表現性

において差異をもつ関係にある例も存する。とりわけ後者の場合、その表現に万葉後期的な性格も窺い知られ、したがって、卷十三長歌の成立を早い時期に特定することもためられる。こうした考察の結果から言えば、卷十三の歌々について指摘されてきた歌謡性や伝誦性は、より広い視点からの見直しを必要とすると考えるべきであろう。

注

- ① 以下、『万葉集』からの引用は、日本古典文学全集『万葉集』（小島憲之氏ほか校注、小学館、一九七二―一九七五）により、題詞・左注は原文で、歌詞は訳文で引用する。制注の示し方も同書に従う。ただし、一部異なる訓を採用した箇所がある。
- ② 三三三六―三三八番歌、三二八〇―三二八三番歌、三二八四―三二八八番歌。
- ③ 中西進氏「八世紀の万葉」『万葉史の研究』（桜楓社、一九六八）四一―五十六頁
- ④ 阿蘇瑞枝氏「万葉集卷十三の編纂私論」『論集上代文学』第二冊（笠間書院、一九七二）
- ⑤ 阿蘇瑞枝氏「卷十三長歌の対句表現」『論集上代文学』第十六冊（笠間書院、一九八八）
- ⑥ 曾倉岑氏「万葉集における歌詞の異伝」『国語と国文学』38―9、一九六一
- ⑦ 丸山隆司氏「異伝 ―〈文献〉の不安あるいは不安の〈文献〉」『藤女子大学国文学雑誌』37、一九八六
- ⑧ 注④論文

⑨ 注④論文

⑩ 注④論文

⑪ 「言の障」については、「大系」「私注」にしたがってコトノサへの訓を採用する。

⑫ 「全註釈」・窪田「評釈」・「私注」が、このような見解をとる。

⑬ 遠藤宏氏「卷十三における異伝―後期的文学堂為検討のための一視点として―」「古代和歌の基層」(笠間書院、一九九一)二二四頁

⑭ これと同様の例として、三二八〇―三二八三番のグループの長歌、および三二九一―三二九二番のグループの長歌があげられる。

⑮ 西宮一民氏「全注卷第三」が成立時期に言及する。

⑯ 桜井満氏「坂上郎女祭神歌」「万葉集を学ぶ」第三集(有斐閣、一九七八)